令和８年度　休業中における生徒指導方針及び指導計画

生徒指導部

１　指導方針

休業中における生徒の安全確保及び健全育成を図るとともに、規則正しい生活習慣の確立と自主的・自律的な行動を促す。

また、生徒一人一人が生命を尊重し社会の一員としての自覚と責任を持って行動できるよう指導する。生徒が抱える不安や悩み、生活上の困難等の早期把握に努め、家庭及び関係機関と連携しながら、組織的かつ継続的な指導・支援を行う。

２　重点指導事項

（１）基本的生活習慣の確立

・規則正しい生活を心掛け、心身の健康保持・増進に努める。
・冬季休業中の生活及び学習について計画を立て、充実した生活を送るよう指導する。
・高校生としての自覚を持ち、法令及び学校のきまりを遵守する。

（２）生命の尊重及び教育相談体制の充実

・自他の生命を大切にする態度を育成する。
・生徒の心身の変化や不安、悩み等の早期把握に努める。
・支援を必要とする生徒について教職員間で情報を共有し、家庭及び関係機関と連携した継続的な支援を行う。
・悩みや困り事を一人で抱え込まず、保護者や教職員、相談機関等に相談するよう指導する。

（３）情報モラル教育及び SNS 等の適切な利用

・SNS 等への安易な動画・画像の投稿及び拡散によるトラブルの防止を図る。
・誹謗中傷、個人情報の流出、肖像権及び著作権の侵害等について指導する。
・SNS 等を介した犯罪被害やトラブルに巻き込まれないよう指導する。
・保護者に対し、家庭におけるスマートフォン等の利用ルールの確認及び適切な見守りを依頼する。

（４）いじめ及び問題行動の未然防止

・いじめは決して許されない行為であることを徹底する。
・SNS 上のいじめを含め、いじめの未然防止及び早期発見に努める。
・飲酒、喫煙、薬物乱用、窃盗、暴力行為等の問題行動の防止を図る。
・いじめ等の事案を把握した場合は、冬季休業中においても学校いじめ対策組織を中心に適切に対応する。

（５）交通事故及び各種事故の防止

・交通法規の遵守及び交通安全意識の高揚を図る。
・自転車利用時のヘルメット着用及び安全運転を徹底する。
・季節特有の気象条件に伴う事故等の防止について指導する。
・部活動等における事故防止及び健康管理を徹底する。

（６）学習・進路・進級等に関する指導及び支援

・休業中の計画的な学習を促し、進路・卒業を見据えた指導を行う。
・成績面に課題のある生徒や欠席・遅刻等が気になる生徒について、その背景にある悩みや困難の把握に努める。
・保護者との共通理解を図り、個々の状況に応じた指導・支援を行う。

（７）家庭及び関係機関との連携

・家庭との連絡を密にし、生徒の生活状況の把握に努める。
・児童虐待が疑われる生徒やヤングケアラーと思われる生徒を把握した場合は、速やかに児童相談所や市町村の福祉部局等の関係機関と連携する。

３　指導計画

時期	指導・対応内容	担当
休業前	指導方針及び指導計画の確認・共通理解	全教職員
休業前	支援を必要とする生徒の把握及び情報共有	学年・担任・教育相談担当
終業式	全校生徒に対する重点指導事項の周知	生徒指導部
終業式前後	HR 等における具体的な生活指導及び個別指導 （生徒指導だよりにて対応）	学年・担任
休業前	通知文書等による保護者への周知及び協力依頼 （メール送信）	生徒指導部・担任
休業中	必要に応じた家庭連絡、教育相談及び継続的支援	学年・担任・関係職員
休業中	部活動等における安全管理及び生活指導	部活動顧問
休業中	事件・事故等への組織的対応	管理職・関係職員
始業式当日	出欠状況の確認及び欠席生徒の安否確認 （生活アンケート実施）	学年・担任
休業後	生活状況の把握及び必要に応じた個別指導	全教職員

４　生徒及び保護者への周知方法

（１）生徒に対しては、終業式及びホームルーム等を通じて、休業中の生活上の留意事項及び重点指導事項を周知徹底する。
（２）保護者に対しては、通知文書の配付又は学校連絡システム等を活用し、指導方針及び指導内容を周知するとともに、家庭における指導及び見守りについて協力を依頼する。
（３）生徒及び保護者に対し、休業中の学校への連絡方法及び各種相談窓口について周知する。

５　休業中の緊急連絡及び対応体制

（１）事件・事故及び問題行動等が発生した場合は、速やかに管理職及び関係職員に報告し、組織的に対応する。
（２）重大な事件・事故等が発生した場合は、速やかに県教育委員会担当課に報告する。
（３）必要に応じて、警察、児童相談所、医療機関等の関係機関と連携する。
（４）休業中の緊急連絡体制について、事前に全教職員で確認する。

６　休業終了後の対応

（１）始業式当日の出欠状況を確実に把握する。
（２）正当な理由なく欠席している生徒については、速やかに家庭に連絡し、状況及び安否を確認する。
（３）所在（安否）の確認ができないなど、特に心配な生徒については、速やかに県教育委員会高校教育課生徒指導係へ電話により報告する。
（４）休業中の生活状況や心身の変化等の把握に努め、必要に応じて継続的な指導・支援を行う。